

内部管理基本方針

1. 当金庫の理事および職員、ならびに当金庫の子法人等の役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制（法第36条第5項第5号、施行規則第23条第4号、第5号ニ）

- (1) 当金庫は、コンプライアンス（法令等遵守）を業務の適切性および経営の健全性を確保するための最重要課題として位置づけ、コンプライアンスにかかる基本方針や体制等を定めた「コンプライアンス規程」を制定する。また、当金庫の役職員がコンプライアンスを実践するための具体的な手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、全役職員に配布するとともに、コンプライアンスを着実に実践するための具体的計画である「コンプライアンス・プログラム」を年度ごとに策定する。
- (2) 当金庫は、コンプライアンスに関する事項を一元的に管理するコンプライアンス統括部署を設置するとともに、本部各課室および各営業店にコンプライアンスの推進責任者として「コンプライアンス・オフィサー」を設置する。当金庫のコンプライアンスの実効性の確保をはかるため「コンプライアンス委員会」を設置する。
- (3) 当金庫のコンプライアンス統括部署は、「グループ会社運営・管理規程」に基づき、当金庫の子法人等のコンプライアンスに関する指導、管理を行う。
- (4) 当金庫は、法令違反行為、不正行為等の早期発見と是正を目的として「公益通報者保護規程」を制定し、コンプライアンス上疑義のある行為を知った場合に、当金庫の役職員、および当金庫の子法人等の役職員が通報・相談できる受付窓口をコンプライアンス統括部署に設置する。
- (5) 当金庫は、反社会的勢力との関係を遮断し排除するため「反社会的勢力に対する基本方針」や「反社会的勢力への対応に関する規程」を制定し、組織として対応するための体制を構築する。
- (6) 当金庫の内部監査部署は、当金庫および当金庫の子法人等のコンプライアンス態勢の適切性および有効性について監査を実施する。

2. 当金庫の理事の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制（施行規則第23条第1号）

- (1) 当金庫の理事会、代表理事会の議事録は、「理事会規程」「代表理事会規程」に基づき作成し、適切に保存、管理する。
- (2) 当金庫の理事の職務の執行にかかる情報については、「通達文書管理規程」「帳票等保存取扱要領」に基づき、適切に保存、管理する。
- (3) 当金庫の理事および監事は、これらの文書を常時閲覧することができる。

3. 当金庫および当金庫の子法人等の損失の危険の管理に関する規程その他の体制（施行規則第23条第2号、第5号ロ）

- (1) 当金庫は、適切なリスク管理を実践するため、リスク管理にかかる基本方針や体制等を定めた「リスク管理規程」を制定するとともに、リスクカテゴリー毎にそれぞれのリスクの特性に応じた管理規程等を制定する。
- (2) 当金庫は、当金庫および当金庫の子法人等のリスクを一元的に管理するリスク管理統括部署を設置するとともに、リスクカテゴリー毎の担当部署を定める。また、当金庫のリスク管理の実効性および相互牽制機能の確保をはかるため「統合リスク管理委員会」を設置する。
- (3) 当金庫のリスク管理統括部署は、リスク管理の状況を定期的に理事会、または代表理事会に報告する。
- (4) 当金庫は、大規模災害、システム障害、風評リスクなどの危機事態に適切に対応するため「危機管理規程」「業務継続基本計画」を制定し、当金庫の役職員、および当金庫の子法人等の役職員に周知することにより平時より当金庫および当金庫の子法人等の危機管理体制を整備する。
- (5) 当金庫の内部監査部署は、当金庫および当金庫の子法人等のリスク管理態勢の適切性および有効性について監査を実施する。

4. 当金庫の理事および当金庫の子法人等の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（施行規則第23条第3号、第5号ハ）

- (1) 当金庫は、理事の職務執行が効率的に行われることを確保するため、理事会を原則月1回開催するほか、必要に応じて開催する。
- (2) 当金庫は、理事会の決議した方針に基づいて、業務推進に関わる基本方針や計画の協議および決定を行う代表理事会を設置し、必要に応じて開催する。
- (3) 当金庫の理事会は、業務執行を効率的に行うため、業務組織・業務分掌・責任権限等を定めた「組織規程」を制定する。
- (4) 当金庫の子法人等の統括管理部署は、「グループ会社運営・管理規程」を制定し、当金庫の子法人等の経営管理に関する指導、管理を行うとともに、必要に応じて理事会へ報告する。

5. 当金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項（施行規則第23条第6号）

- (1) 当金庫の監事がその職務を補助すべき職員の配置を当金庫に求めた場合は、当金庫の理事は監事と協議のうえ、当該業務等を十分に検証できる能力を有する職員を配置する。

6. 当金庫の監事の職務を補助すべき職員の当金庫の理事からの独立性および当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項（施行規則第23条第7号、第8号）

- (1) 当金庫の監事の職務を補助すべき職員は、監事の指揮命令に従いその職務を補助する。
- (2) 当金庫は、監事の職務を補助すべき職員の人事異動・人事評価等の人事権にかかる事項や当該職員の懲戒処分等の決定について、あらかじめ監事に同意を求める。

7. 当金庫の理事および職員、ならびに当金庫の子法人等の役職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制および報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制（施行規則第23条第9号、第10号）

- (1) 当金庫の監事は、理事会、代表理事会、その他重要な会議・委員会に出席する。
- (2) 当金庫の監事は、当金庫および当金庫の子法人等の役職員に対して、その職務において必要な事項の報告を求めることができる。また、当金庫および当金庫の子法人等の業務執行にかかる重要な書類を閲覧できるほか、必要に応じて担当部門に説明を求めることができる。
- (3) 当金庫の理事および職員、ならびに当金庫の子法人等の役職員は、当金庫もしくは子法人等に著しい損害を及ぼす恐れのある事実等、当金庫もしくは子法人等の経営に重要な影響を与える事項について、内部通報ホットライン等を利用して直ちに当金庫の監事または内部通報ホットラインの担当部門へ報告を行う。
- (4) 当金庫は、内部通報ホットライン等を利用して当金庫の監事への報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを行うことを禁止する。

8. その他当金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制および監事の職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項（施行規則第23条第11号、第12号）

- (1)当金庫の監事は、代表理事と必要に応じて会合をもち、監事監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換する。
- (2)当金庫の監事は、その職務の執行にあたり、内部監査部門、会計監査人、子法人等の監査役と積極的に情報の交換を図る。
- (3)当金庫の監事は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧し、必要があると認めたときは、当金庫の理事または職員に対して説明を求めることができる。
- (4)当金庫の監事が監査費用の前払いや償還にかかる請求をしたときは、当該請求にかかる費用または債務がその職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

9. 当金庫および当金庫の子法人等における業務の適正を確保するための体制（法第36条第5項第5号、施行規則第23条第5号イ）

- (1)当金庫は、当金庫の子法人等の業務の適正を確保するため、当金庫の子法人等の運営・管理に関する基本方針等を定めた「グループ会社運営・管理規程」を制定する。
- (2)当金庫は、当金庫の子法人等との総合調整を行う統括管理部署を定めるとともに、当金庫の子法人等の重要案件については、「グループ会社協議・報告基準」に基づき協議・報告を求める。
- (3)当金庫の内部監査部署は、当金庫の子法人等に対する監査を実施する。

制定 平成23年8月1日

改正 平成28年2月1日

広島信用金庫